

【請願】 特別支援学級でのタクシー通学事業実施や 通学バスの環境改善を求めることについて

請願理由

この請願では、小平市立小・中学校に設置されている特別支援学級（知的固定級）と、今後設置される予定の自閉症・情緒障害特別支援学級（情緒固定級）に通う児童・生徒が安全にそして安心して通学できるよう、他市が少ない費用で実現している実例を参考に、試行運用も含めたタクシー通学事業の検討及び実施や通学バス事業の拡充を求めます。また、市と市民の共通理解を深めるため、これらの検討内容について課題も含め詳細を公表することも求めます。

現在市内には知的固定級が小学校 19 校中 6 校、中学校 8 校中 5 校に設置されています。知的固定級に学区外から通う児童は原則として小学校 3 年生まで申請に応じて通学バスが利用できます。しかしそれ以外の児童・生徒は一人で通学するか、主に母親の付き添いを得て通学しています。通学バスが利用できない児童・生徒の中には、公共交通機関を乗り継いだり、炎天下でも片道 50 分～1 時間を歩いて通学せざるを得ない子もいます。事故が起きそうな狭くて交通量の多い通学路を通らなければならない子もいます。また、歩行補助具がなければ歩けない子や、踏切や幹線道路など情報量の多い通学路を歩くため不安で学校に行けなくなってしまう子もいます。通学バスを利用している児童の中には、バス 1 台に多くの児童を乗せていることから、登校の際に約 1 時間も乗車しなければならない子もいて、授業の前に体力を消耗してしまう状況があります。このように、現在、知的固定級に通う子は、通常学級に通う子と比べて通学における負担が大きい状況です。

障害のある児童・生徒の保護者にも大きな負担が生じています。障害のある子を持つことは誰にでも起こり得ることですので社会的支援をいただきたいところですが、現状は、保護者やきょうだい児にケアラーの役割が集中しています。こういった保護者やきょうだい児は人生の選択肢が大きく制限されています。特に母親の就労に関しては、ケアを優先するために仕事限定され、正規職への登用や昇進を諦めざるを得ない状況もあります。ケアラーの母親が生涯にわたって貧困に陥るリスクが高いことは、社会福祉学の研究調査でも指摘されています。近年は賃金の低迷や物価高騰などの社会的背景もあり、特別支援が必要な児童・生徒の母親が働きに出ることも多く、登下校の際に子どもに付き添うことが困難な状況があります。

また、皆様のお力添えにより開設されることとなった情緒固定級は、当初、設置校が小・中学校それぞれ 1 校のみです。通学の課題は大きいにもかかわらず通学バスは利用できない予定です。情緒固定級に通う児童・生徒にとって通学の困難さはすぐ不登校につながる可能性があります。せっかく用意してくださった学級も、通えなければ意味がありません。

通学支援が拡充できない大きな理由として費用の面があると伺っています。そこで調査したところ羽村市ではタクシー通学事業が行われており、利用者 1 人当たりの費用は年間約 28 万円と、小平市の約 74 万円と比べて 4 割弱の費用で済んでいます。またタクシー通学はバス通学と比べて、車両の固定費がかからず、乗車人数が少なく乗車時間も短いため利用者の精神的負担が少ないなど多くの利点があります。羽村市のタクシー通学事業についてはまとめて令和 5 年 3 月に市教育委員会に報告しました。またバス事業についても調査しました。清瀬市や国分寺市の通学バス事業は利用者 1 人当たりの費用が年間 40 万円に満たない程度であり、小平市の半分程度です。また、今後知的支援級に在籍している児童が情緒固定級に転級するとバスの利用率は下がり単価は上がる可能性があります。そこでこうした自治体の実例を参考にすれば、費用を大幅に下げることができ、知的固定級における通学支援の対象学年拡大や、情緒固定級での通学支援が提供できると考えます。

以上の理由により、児童・生徒の精神的・肉体的負担を軽減し事故に遭わずに通えるようにすること、保護者やきょうだい児に集中している過度な負担を軽減すること、そうしたことにより児童・生徒が安心安全に学校に通える環境を整え、子どもの学ぶ権利や社会参加の機会を守っていただきたいと切に願い、次の事項について請願いたします。

請願事項

（裏面をご覧ください）

- 1 羽村市のタクシー通学事業、清瀬市や国分寺市の通学バス事業を調査研究するとともに、利用者及び利用予定者へのアンケート調査や意見交換会を実施し、知的固定級と情緒固定級における通学支援の在り方を見直してください。特に羽村市で実現しているタクシー通学を小平市でも適用できないか、例えば試行運用を行うなど具体的な検討を行い、可能と判断した場合は速やかに実施してください。タクシーの試行運用を令和6年4月から開始するようなスピード感で取り組んでください。一方、知的固定級ではバス通学が安心できるという意見や、タクシー通学の場合は運転手をできるだけ同じ人にしてほしいという意見、福祉タクシーが活用できれば安心という意見もあります。また通学バスの契約期間も残っているため、知的固定級では通学バス、情緒固定級ではタクシーの試行運用から始めるといった様々な観点から総合的に判断してください。
- 2 通学バスについては、現状のように自宅前乗降ではなく、バス停を設けることにより乗車時間を短くできたり社会性を身につけたり費用削減にもつながるのではという意見もあるため検討してください。
- 3 市は、1や2の取組を支援するため必要に応じて通学支援に関する予算を増額してください。
- 4 特別支援が必要な児童・生徒やその家族、そして支援して下さる市民との共通理解を深めるため、1から3の検討について、適宜市民への状況報告を行うとともに、最終的な判断が行われる際には課題も含めてその判断に至った根拠についても公表してください。
- 5 1や2が実現するまでの間、情緒固定級において、通常学級に通う児童・生徒と比べて通学が困難な状況にあり本人や保護者からの求めがある場合に対応できるような、何らかの通学支援の仕組みを検討し設けてください。特に、他自治体でも事例があるように移動支援事業を通学に適用すること、保護者の交通費についても補助金を出すことについても検討を行ってください。

請願者： 波濟 千恵 042-403-4170 小平市学園東町1-6-13 大沢ビル213

筆頭紹介議員：安竹 洋平 042-313-6780 (一人会派の会)

他に現時点で賛成予定の議員：伊藤央、中倉茂和、水口和恵〔氏名順〕

署名を集める時点で中倉茂和議員は賛成でしたが委員会や本会議では反対されています。

ご署名欄

(署名して下さる方へ) 各会派との調整を経て最終的な署名提出時には、例えば請願事項3を削除したり、最後を「予算の増額を検討してください」とする可能性もあります。それ以外にも趣旨を損なわない程度に修正される可能性があります。ご了承の上ご署名をお願いいたします。

	ご住所	お名前	※印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ご本人が署名される場合、印は不要です。筆跡で確認されるため、署名された方がご本人ではない場合(例えば山田太郎さんが妻の山田花子さんの署名をする場合)はご家族であっても印(姓のハンコ、三文判で大丈夫です)が必要となります。

ご署名の期限：令和5年8月20日(日)

この請願は6月30日議会に上程済みで、8月22日の生活文教委員会で審査され、継続審査でなければ9月5日に採決予定です。